

西尾雅枝社会保険労務士事務所ニュースレター



占出山町だより

2007年4月号

今年の春も天候不順で、皆様体調は大丈夫でいらっしゃいますか？

さて、出会いの季節、物事が始まる季節4月の今回は、4月に変わる年金のお話です。



4月号目次

☆ 国民年金は？

☆ 厚生年金は？



☆ 国民年金は？

1. 老齢基礎年金の満額は、昨年度と同額の **792,100** 円。
2. 保険料は、月額 **14,100** 円、年額 **169,200** 円。

*ただし、5月1日までに1年分前納すれば年額166,200円となり **3,000** 円の割引となります。

☆ 厚生年金は？

1. 離婚時年金分割制度がスタートします。

この分割ですが、

平成19年4月1日から始まる「離婚時の年金分割制度」と、

平成20年4月1日から始まる「離婚時の第3号被保険者期間についての年金分割制度」は、異なります。

2. 65歳からの老齢厚生年金の支給繰下げ（貰う時期を遅くする）が可能に。
65歳以降も厚生年金の被保険者として働いている方は、給与と年金の調整後に受け取ることの出来る年金部分を繰下げることが可能になりました。
しかし、この制度にも厳しい制約があり、増額率が適用されるのはあくまでも調整後の年金額に対してのみで、年金額全体に適用されるわけではないのです。
3. 在職老齢年金制度が70歳以上にも適用されます。
これまで、給与と老齢厚生年金が調整されるのは70歳未満の方のみでしたが、この4月からは、70歳以上でも調整されることとなります。調整方法は、ボーナスも含めた給与額と年金額の総額が48万円を超えた場合、超えた分の半額を年金から差し引くというもので、65歳以上の方の調整方法と同じです。（裏面へ続く）

4. 65歳以上の遺族厚生年金は老齢厚生年金と併給に。

これまで、自分の老齢厚生年金が50万円、遺族厚生年金が90万円の場合、遺族厚生年金を選んで受給することが出来ましたが、4月からはその選択が出来ないこととなりました。まず自分の老齢厚生年金の50万円を受給、そのご遺族厚生年金の40万円を併せて受給することとなります。

5. 遺族年金の受給期間が一部改正されます。

30歳未満で、18歳以下の子を持たない妻に対する遺族厚生年金の支給期間が5年間に短縮されます。

これまで、妻に対する遺族の年金は生涯受給できたのですが、この改正によりライフプランを考えると受取総額に数千万円の差が生じます。

上記は妻の場合のみで、厚生年金期間のある妻が死亡した場合でも、夫は55歳以上でなければ年金を受ける権利自体が発生しません。

国民年金にしろ、厚生年金にしろこの制度全体の背景には、社会の基本単位は夫婦、そして夫は外で働くもの、妻は家を守るものという既成概念があると私は思います。

でも、もうそろそろ、シングルの方の場合、単身で子供を育てている場合、また二人で協力して働いている場合等様々な家庭のありようの現実を目を向けるべき時に来ていると思います。

夫と妻の場合でも、二人で必死に働いているのに、その配偶者の一方がお亡くなりになった場合など、そのダメージを補う辛さは夫も妻も変わりはないのではないのでしょうか？

西尾雅枝社会保険事務所では、各種年金や公的保険制度のご相談をお受けしています。機密性のある独立した相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

どんなことでも、どんなときでも、お気軽にご相談ください。

社会保険労務士・年金コンサルタント&ファイナンシャルプランナー

西尾 雅枝

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール nishio@nishio-sr.com

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前9時～午後5時30分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

